政令

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十一号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年五月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉

資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十二号

資金決済に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第一条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十七条―第三十条」を「第二十八条―第三十一条」に改める。

第一条中「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」に、「資金清算業」に、「信託会社等」、「銀行等」又は「紛争解決等業務」を「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」又は「銀行等」に、「仮想通貨、仮想通貨交換業、仮想通貨交換業者」を「暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、資金清算業」に、「信託会社等、銀行等又は紛争解決等業務」を「指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等又は銀行等」に改める。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二　暗号資産

第二十条の二の見出し中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条中「第六十三条の五第一項第十号ホ」を「第六十三条の五第一項第十一号ホ」に改める。

第二十条の三の見出し中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業の」を「暗号資産交換業の」に改める。

第三十条の見出し中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第一項中「、仮想通貨交換業者」を「、暗号資産交換業者」に、「外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者」に改め、同項ただし書中「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第八条第二項」を「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第三項」に改め、同条第二項中「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律附則第八条第二項」を「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とする。

第六章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（指定紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え）

第二十七条　法第百一条第一項において指定紛争解決機関について銀行法の規定を準用する場合における同条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二十二項	銀行業務	資金移動業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ。）又は暗号資産交換業（同条第七項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）
第二条第二十三項	銀行業務	資金移動業又は暗号資産交換業
第二条第二十五項	銀行	資金移動業等関係業者（資金決済に関する法律第九十九条第一項第八号に規定する資金移動業等関係業者をいう。）第五十二条の六十五第二項、第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号において同じ。）	資金決済に関する法律
第五十二条の六十五第一項	この法律	
第五十二条の六十五第二項	銀行を	資金移動業等関係業者を
第五十二条の六十六	他の法律	資金決済に関する法律以外の法律
第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号	銀行	資金移動業等関係業者